

別添

国自環第1号
平成24年4月3日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 殿

国土交通大臣 前 田 武 志

福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への分析用水
の運搬に係る報告の徴収について

平成24年3月27日、貴社福島第二原子力発電所構内の非管理区域において、貴社福島第一原子力発電所から運搬した分析用の水が入ったタンクから、放射性物質を含む水が漏れいしていることが確認された件については、同月30日付けにて、経済産業大臣あて報告されたと承知しているが、係る事案における工場等の外の運搬に係る措置が核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）で定める技術上の基準に適合しない可能性があることから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、速やかに報告するよう命ずる。

記

1. 今回の事案について
 - (1) 運搬の状況の詳細（発送前の点検、委託の有無、使用車両の車種・状況、固縛の状況等を含む）
 - (2) 核燃料物質等車両運搬規則に基づく車両に係る線量当量率及び汚染の測定又は評価内容
 - (3) その他同規則に基づく技術上の基準への適合状況
2. その他の運搬について
福島第一原子力発電所の施設から外への運搬における同規則に基づく技術上の基準への適合状況
3. 原因究明及び再発防止策について
 1. (2) 及び (3) 並びに 2. において同規則に基づく技術上の基準に適合していない場合、その原因及び再発防止策